

地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の概要

1 趣旨

地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造にかかる取組を促進するため、改正地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)に定める自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される地域雇用創造協議会(以下「協議会」という。)の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、当該協議会に委託して実施する。

2 事業内容

(1) 対象地域

- ① 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)に定める同意自発雇用創造地域
- ② 地域雇用創造推進事業に係る地域再生計画の認定を受けている地域

(2) 実施主体

市町村、地域の経済団体等で構成される協議会

(3) 対象事業

産業振興、地域開発等により地域雇用創造を行うに際しての課題を解決するために必要かつ雇用創造効果の高い事業

(例)

- ① 雇用拡大メニュー
 - ・ 中核的・専門的人材の誘致活動
 - ・ 創業や雇用拡大等に伴う労務管理についての研修・相談
 - ・ 専門家等によるセミナー
- ② 人材育成メニュー
 - ・ 地域内・外の講師による研修
 - ・ 職場体験講習
 - ・ 国内外派遣による中核的・専門的人材の育成
- ③ 就職促進メニュー
 - ・ 求人情報の収集
 - ・ 研修や就職に資する情報の提供
 - ・ 求職者等への相談の実施

(4) 事業規模

委託費は一地域あたり2億円(7道県(※)かつ広域連携地域においては2.5億円)を上限、同一地域における事業期間は3年を上限とする。

また、年間35地域程度を選定予定。

(※)7道県：北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県及び沖縄県